

○内閣府令第四十二号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の二第四項及び第六項、第八十六条の三第六項及び第十項並びに第八十六条の五後段の規定により読み替えて適用する同法第八十六条の三第九項の規定に基づき、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年總理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（内閣府令で定める者）

第八条の二 法第八十六条の二第四項の内閣府令で定める者は、同項の被災住民を受け入れるべき公共施設等を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2 法第八十六条の二第六項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3 第一項の規定は、法第八十六条の三第六項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、法第八十六条の三第十項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において第一項中「協議元市町村長」とあるのは、「都道府県外協議元市町村長」と読み替えるものとする。

5 法第八十六条の五後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の三第九項の内閣府令で定める者は、法第八十六条の五前段の災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた市町村の市町村長及び当該市町村の区域において同条後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の三第九項の協議元都道府県知事が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関

係公共的団体その他協議元都道府県知事が必要と認める者とする。

## 附 則

この府令は、公布の日から施行する。